

第十回国会 法務委員会 議録 第二十一号

昭和二十六年五月十日(木曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 安部 俊吉君

理事 北川 定務君 理事 橋本 浩三君

鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君

花村 四郎君 古島 義英君

牧野 寛策君 松本 弘君

田万 廣文君 梨木 作次郎君

上村 進君 世耕 弘一君

委員外の出席者

参考人(最高裁判所事務総局長) 橋本 喬君

専門員 村 敦三君

専門員 小 貞一君

五月九日

破産法及び和議法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
参考人招致に関する件
民事調停法案(鍛冶良作君外三名提出、衆法第四九号)

○安部委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。新聞事業における株式譲渡制限等に関する特例法案起草小委員長より、同小委員会において、法案起草に際し参考人を招致し、その意見を聴取したいとの申出があり、その意見を聴取したいとの申出が

ありました。参考人は朝日新聞社神戸岩男君、毎日新聞社原為雄君、日本経済新聞社福島俊雄君、北海道新聞社の堀利貞君、神戸新聞社光田顯司君であ

ります。同小委員長の申出を許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければ同小委員長の申出を許すことに決しました。

なほ参考人を招致すべき日取り、または参考人の多少の異動については、委員長及び小委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければ、さよう御一任いただいたと認めます。

それでは本日の議事に入りまして、今日の日程中民事調停法案を議題といたします。提出者より同法案の逐條説明を聴取いたします。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 逐條説明をいたしたいと思ひます。

まず第一條はこの法律の目的であります。民事上の紛争の究極的な解決手段として、民事訴訟制度の利用が何人にも保障されておりますが、社会情勢の変化等によつて、法規をそのまま適用することが社会條理に反する場合、多くの日時と費用を犠牲にして法律のみによる黑白を法廷に争ひよりも、当事者の互譲により具体的に妥協な解決が得られるならば、一層望ましいことであるとして、本法はかような見地から公正な裁判所をして当事者間の紛争をあつせん調停させ、正しい内容をつたひ調停に導くについての手続を定めたものであります。本條は右のような調停制度の本旨を明らかにしたものであります。

第二條は調停事件であります。本條は、調停の対象が民事上の紛争のすべてに及ぶこと、調停を行う権限が裁判所に属すること及び紛争当事者に調停の申立権があることを定め、主体及び対象の面から調停事件の概念を明らかにしたものであります。調停は借地借家調停法により、まず借地借家関係の紛争について認められ、その後小作調停法以下各種の調停法の制定により、次第にその対象が拡げられ、戦時民事特別法の制定によりまして、遂に民事関係の紛争全般に拡充されて今日に及んでおりますが、本法はこれら各種調停法規を統合した一般法として、第一章通則中の本條において調停の対象一般を規定し、従来の借地借家、小作、商事及び債権各調停に相当する紛争の調停については、特別として第二章各節に規定してあります。従来の金銭債権臨時調停及び民事特別調停は、いずれも臨時立法において定められたものであります。前者は制定当時の特殊な経済事情に基くものであつて、現在としては特に別異の取扱を必要がないものとして、後者は元来が補充的な一般民事調停の性格を有し、本法の通則規定中に発展的に解消せらるべきものとして、いずれも特別の規定を設けておりません。なお家事調停については、その対象の特異性に依り、一般の裁判所と系列を異にする家庭裁判所の管轄とされ、家事審判法において統一的に規定すること

が取扱い上も便宜でありますから、本法においては、統合の対象から除外することとしたのであります。附則第十一條による一部改正のほかは、家事調停に関する現行規定はそのまま存置するわけであり、すなわち本條が、本法の民事調停に関する一般法たる性格を明らかにしているのに対しまして、家事審判法の家事調停に関する規定は、特別法の意味を持つこととなるわけであり、すなわち

四條に同趣旨の規定があり、その運用の実績に徴して、これを一般調停にも採用することとしたのであります。なお従来は各種調停がそれぞれ別個の根拠法に基いていたため、異種の調停事件相互の移送は認められず、当事者の不便を免れなかつたのであります。調停法の統合の結果本條によりましてこれら異種の調停事件の間にも、移送の道が開かれることとなつたわけであり、すなわち

第三條は管轄であります。本條は調停事件の土地管轄の原則を定めたものであります。現在の民事特別調停事件の管轄を定めた戦時民事特別法第四條とまつた趣旨の規定であります。すなわち簡易裁判所の性格、当事者の利害等を考慮して、調停事件は特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所またはこれに準ずる場所の所在地の簡易裁判所の管轄とし、なお合意管轄をも認めることとしたのであります。土地管轄に関する特別の定めとしては、宅地、建物、農事、債権、各調停について本法第二章中に、また家事調停について家事審判規則中に、それぞれ規定されてあります。

第四條は移送の点であります。本條は、当事者の便宜を考慮いたしまして、管轄違ひの事件及び管轄に属する事件の移送を認めるほか、土地管轄については広く裁判所に裁量による移送または自庁処理の権限を認めて、著しくこれを緩和したものであつて、すでに家事調停については家事審判規則第

第五條は調停の機関、本條は、裁判所において調停事件を取扱う機関を定めたものであります。調停は法律の適用にあたり、社会條理をも加味した具體的の妥協な処理を必要としますので、原則として裁判官のほかに良識ある民間人をも加えた調停委員会で行うものとし、例外として、事案により裁判官だけでも行ひ得るものとしたのであります。なお、調停の長所の一つは民間人の関與する調停委員会の運営にあり、当事者もその良識による解決に期待するところが大いなのであります。その申立があるときは必ず調停委員会を開かなければならないこととしたのであります。

第六條は調停委員会の組織であります。本條は、調停委員会の構成を定めたもので、現行の各種調停法のいずれにも同趣旨の規定があるわけであり、すなわち

第七條は調停主任と調停委員、本條は、調停主任の指定、調停委員候補者の選任及び調停委員の指定について定

めたもので、現行の各種調停法にはほぼ同趣旨の規定があります。ただ、従来調停主任となる裁判官の指定は毎年あらかじめすることを要するものとしていた点は、裁判官の一般事件に関する事務分配の措置との確衡上調停事件のみについて特にこれを法律に規定する実質的理由に乏しいので、その点の定めを除くことに改めたわけであり、第八條は調停の補助、本條は、調停委員会が紛争の円満な解決をはかるに於いて、調停の補助者として、適當な第三者の協力を求められることを定めたものであり、現行の各種調停法——小作調停法では「勸解」の名称を用いておられます。——に同趣旨の規定があります。

第九條は旅費・日當・宿泊料、本條は、調停委員及び調停の補助者に対する旅費等の支給について定めたものであり、従来の各種調停法においても、その類の定めは、経済事情の変動に依り容易に改定し得るよう勅令または政令に委ねられておりましたが、本法は、家事審判法にならい、これを最高裁判所規則に委任することとしたしました。第十條は手数料、本條は、調停の申立手数料の納付とその額の基準について定めたものでありまして、その具体的な額の定めは、前條と同趣旨により最高裁判所規則に委任することとしたしました。ただ、国の收納金は法律で定めるものとする財政法の精神に従い、手数料徴収基準の最高限のみは、本法に定めております。なお、価額算定不能の場合の基準額は、同様の場合における訴訟物の基準額に従つたものであります。

第十一條は利害関係人の参加、本條は、利害関係人が任意的に調停手続に参加することを認めると共に、紛争の解決に必要な場合には、調停委員会がその参加を強制し得るものとしたのであります。任意参加については、従来小作、鎌害、家事各調停についてのみ同趣旨の規定があるが、その他の調停においても実務上同様に取扱われたい、手続の経済と利害関係人の利便とから当然のことであり、強制参加については、従来の各種調停法に利害関係人の参加を求め得る旨の規定がありますが、その効力については文理解上の余地もありませんので、本條は家事審判法第十二條にならい、その強制的な効力を有することを明らかにしたのであります。利害関係人の参加を得て初めて紛争を完全に解決し得る事例が少なくないのでありまして、その参加を強制することによつて、一層事件の妥當な処理を期待し得るわけであり、

第十二條は調停前の措置、本條は、調停委員会が調停を成立させるため、その手続を進めて行くに於いて特に必要がある場合には、手続終了に至るまでの仮の措置として、事件の関係人に対し必要な事項を命ずることができ、旨を定めたものでありまして、たとえば調停手続中に当事者の一方が調停の目的物を処分する等の行為によつて調停の成立を事前に妨害するおそれがあるような場合に、調停の成否確定までその行為を禁止することによつて、紛争解決のための基盤を保全することができ、現行の各種調停法にもありませんが、本来この措置は執行力を伴わないものでありますけれども、第三十五條の罰則の裏づけにより強化された点を考慮して、調停委員会は当事者の申立をまつて特に必要な場合に限りこの権限を行つて得るものとし、なお命令事項を例示して、その運用の適正を期することとしたのであります。

第十三條は調停をしない場合、本條は、紛争の内容が調停に適せず、または調停の申立が権利の濫用と認められる場合に、調停委員会が調停を拒否し得ることを定めたものであり、従来の各種調停法にも同様の規定があります。調停に適しない場合は、権利の行使が法律上義務づけられて性質上互譲の余地がないか、請求が理非明白で道義的にも互譲による妥協を不可とするような場合をいい、申立権の濫用の場合とは、訴訟の遅延や執行の回避のみを目的として調停の申立をするような場合をいうのであります。なお、従来の調停法には同様の場合に裁判所が申立を却下し得る規定があつたが、本法は、家事調停の法規にならつて調停委員会の権限に関する本條の規定を第十五條により調停を行う裁判官にも準用することとし、実質上これと重複する趣旨の申立却下の規定は設けないこととしたのであります。

第十四條は調停の不成立、本條は、調停不成立による事件終了の場合を定めたものであります。紛争解決に於いて当事者の合意が得られない場合には、従来もいわゆる調停不調として事件を終了させる取扱ひでありましたが、現行の調停法規の明文上はこのような取扱ひに関する規定は欠き、事件終了の時期等について解釈上の疑義を生ずる余地もありましたので、本條を設けてこの点を明らかにしたのであります。なお、当事者間に合意が成立しても、その内容が違法または不当であつて、調停委員会としてこれを承認し得ないような場合にも、同様に調停不成立の措置をとり得るものとしておりますが、これは調停委員会が單なる機会主義的な紛争の仲介機関ではなく、あくまで具体的妥協な解決を目ざすものであることを示すものであります。

第十五條は裁判官の調停への準用、本條は、裁判官だけで調停を行う場合に、調停委員会の手続に関する規定——調停の補助、補助者に対する旅費等の支給、利害関係人の参加、調停前の措置、調停の拒否及び調停の不成立に関する規定を準用する旨を定めたものであります。

第十六條は調停の成立及び効力、本條は、調停が成立する場合と成立した調停の効力について定めたものであります。従来の各種調停法では、調停委員会の調停において合意が成立した場合は裁判官だけの調停において合意が成立した場合とでその取扱ひを異にし、後者の場合はただちに裁判上の和解と同一の効力を認めたが、前者の場合はさらに裁判所の認可決定をまつて初めて右の効力を與えられるものとしておりました。これは、民間人を構成委員とする調停委員会によつて成立した調停については、強制執行力を付與するに先だち、法律的地域からその内容を審査するためでありましたが、調停委員会の構成員には裁判官が加わつてゐるので法律審査の点に遺憾はなく、實際上の取扱ひとして裁判所が認可決定をした事例はほとんど皆無でありましたところから、すでに家事審判法においては、家事調停についてこの認可決定の制度を廃止してあります。本法においても、同様の趣旨から、この制度を廃止することとし、その他の点については、従前と特にかわりないのであります。

第十七條は調停にかゝる決定、本條は、調停委員会の調停が成立の見込みがない場合に、裁判所が調停にかゝる決定をなし得ることを定めたものであります。一方の当事者の頑固な意思により、またはわずかな意見の相違によつて、調停が不成立に終るならば、それまでの手続は徒勞に帰し、調停制度の実効を収め得ないことになるので、このような場合に裁判所が、調停條項にかゝるものとして、事件の解決のために必要な決定をなし得る道を開いたのであります。この制度は、当初金銭債務臨時調停に於いて採用され、やがて戦時民事特別法により鈹審調停を除く各種調停に拡大され家事審判法でもこれを採用しているが、本條は、その家事審判法第二十四條にならつて規定したものであります。なお「当事者双方の申立の趣旨に反しない限度で」というのは、紛争につき当事者のいづれかの主張する解決方向の範圍内という意味であります。この決定の本質は形成の裁判でありますから、同時に財産上の給付を命じ得ることは當然であります。調停委員会を開かないで裁判官だけで調停を行う場合には、本條の規定はできないわけであり、

第十八條は異議の申立て、本條は、前條の決定の効力及びこれに対する不服申立ての方法を定めたものであります。従前の各種調停法においては、調

停

停

停にかわる裁判に付しては即時抗告を認め、確定した裁判に債務名義の効力を與えておりましたが、調停の対象となる紛争は、大抵訴訟の対象ともなり得るものでありますから、簡易な非訟的手続に基く裁判によつて訴権を終局的に奪ふことは不当であり、またかような強制的解決は調停の本旨にも反するので本法では、家事審判法にならつて、調停にかわる決定は相手方の異議申立てにより失効することとし、異議がない場合にのみ裁判上の和解と同一の効力を認めることとしたのであります。結局当事者が不服である限り、この決定は所期の効果を生じないこととなるわけであり、家事調停における運用の実績に徴すれば、この制度はなお相当の実効を収めてゐるので、一般の調停にも、これを採用することとしたのであります。

第十九條調停不成立等の場合の訴えの提起、本條は、調停の申立てをした者が、出訴期間を徒過したまたは出訴に伴う時効中断等の利益を失うことを防止し、調停制度の利用者の保護をはかつたもので、家事審判法第二十六條第二項と同趣旨の規定であります。すなわち、調停の不成立及び調停にかわる決定の失効の場合に、調停を求めた請求について二週間内に訴えを提起した場合には、訴訟係属の効果を調停申立てのときにさかのぼらせることとし、附則第十二條による民事訴訟用印紙法の一部改正と相まつて、調停の申立人の訴権の行使を容易ならしめ、ひいては調停を軽視する不誠意な相手方の調停に対する協力を促すことともなり、調停制度の実効的運営に資するものと思はれます。当事者が調停の申

立てを取下げた場合には、本條は適用されないものであります。

第二十條受訴裁判所の調停、本條は、当事者の申立てがなくとも、受訴裁判所にその係属する事件について調停手続開始の権限を與えた規定であり、かような権限は、現行の各種調停法においても認められてゐるのであります。ただ、本條においては、新たに、その第一項但書で、受訴裁判所が裁量で事件を調停に付し得る時期を制限し、また第二項で、調停手続により紛争が解決した場合における訴訟事件の当然終了を認めることとしたのであります。前者は、先般の訴訟促進のための民事訴訟法の改正をも考慮し、訴訟がすでに準備的段階を終つていゝゆる緒統審理をなし得る段階に至つた後事件を調停に付するに、当事者双方の同意を要するものとして、裁判所の恣意によりこれまでの準備を徒勞に帰せしめ訴訟の遅延を招く結果を防止しようとするものであり、後者は、紛争の解決により實質上訴訟の対象が失われるので、取下げの形式をまたずに事件を終了させることとして、手続の経済をはかつたものであります。

第二十一條即時抗告、本條は、家事審判法第十四條と同趣旨の規定であります。次條において準用する非訟事件手続法第十二條によれば、裁判に対し普通通抗告が一般に認められることとなるが、本来簡易迅速な処理を建前とする調停手続上の裁判に対しては、特に認める場合に限り、しかも即時抗告のみを許すことが適當であるとし、いかなる抗告を許すかについては、本法に基き最高裁判所の定める具体的な手続と関連して、これを最高裁判所規則に委

任することとしたのであります。なお、調停委員会の行方処分、たとえは第十二條の措置のことときは裁判ではないので、本條の適用はないのであります。

第二十二條非訟事件手続法の準用、本條は、調停事件の性質が本来非訟事件であるところから、特別の定めがない事項については、補充的に非訟事件手続法第一編の規定によらしめることとしたものであつて、従前の各種調停においても解釈上同様に取扱われていたが、本法は、家事審判法にならつて、この点を規定上明らかにいたしました。従つて、調停手続における調書の作成、事実の探知、証拠調べ、裁判の方式等は、すべて非訟事件手続法の規定によつてまかなわれることとなるのであります。なお、本條但書は、準用の有無に関する解釈上の疑義を除く趣旨であります。

第二十三條この法律に定めのない事項、本條は、近時の立法例になら、憲法第七十七條が最高裁判所に手続に関する規則制定権を與えた趣旨を尊重して、本法に定めるもの以外の必要な事項は、すべてこれを最高裁判所規則に委任することを定めたものであります。従来の各種調停法に定められてゐる事項のうち、本法に別段の定めのないものについては、最高裁判所規則においておのおの現行法と同趣旨の規定が設けられることとなるものであります。

第二十四條宅地建物調停、本條は、宅地建物の利用関係の紛争に関する調停事件につき、土地管轄の特例を定め、その性質上紛争の目的物の所在地の裁

判所に処理させるのが適當であるとの理由によるものであることは云々までもないのであります。ただ、現在では、借地借家関係の紛争のみについて借地借家調停法に本條と同趣旨の管轄が定められてゐるが、使用貸借関係、相隣関係等一般に宅地建物の利用関係の紛争について同様のことがいえるので、本條では、借地借家調停の名称を廃し、広く宅地建物調停としてこれを規定したのであります。

第二十五條農事調停事件、現在の小作調停の対象の範囲は、小作調停法による小作関係の紛争の外、農地調整法により農地その他農家使用の新炭林等の利用関係の紛争にも及んでゐるが、本法ではこれを農地または農業用資産の利用関係の紛争として一括し、小作調停の名称もその実体に即して農事調停と改めたのであります。農業経営に付随する土地、建物とは、たとえば農業者の居住する家屋及びその敷地等農業経営を維持するに直接必要でない農地以外の不動産をいうのであります。農地等の利用関係の調整については、耕作者の保護、農地の利用増進等国の農業政策とも密接な関連があり、その他紛争の性質上、現行の小作調停法中にも一般の調停と異なる特則的規定が少なくないので、本法においても以下数條に必要な特則規定を設けることとしたのであります。なお、本法に定めらるもの以外の従来の小作調停に関する特則的規定は、おのおの最高裁判所規則に定められることとなるのであります。したが、農地委員会の勧解前置については、これまでの運用の実績や農地委員会にかかり新たに設けられる農業委員

会の実体に照してその廃止が予定されてゐるわけであり、

第二十六條管轄、本條は宅地建物調停に関する第二十四條と同趣旨により、農事調停事件の土地管轄の特例を定めたものであります。ただ農地等の利用関係の紛争は、一般に複雑深刻なものが多いので、従来の小作調停と同様に原則として地方裁判所の管轄としたのであります。

第二十七條は、小作官等の意見陳述、本條は、農事調停について、農業政策的見地をも考慮し、それとの調停をはかるため、国又は都道府県の関係行政庁の職員である小作官または小作主事に、調停委員会に対する意見陳述の権限を與えたものであります。現行小作調停法にも同趣旨の規定があるわけであり、

第二十八條は、小作官等の意見聴取、本條は、調停委員会に対し調停の事前における小作官または小作主事からの意見聴取を義務づけた規定で、その立法趣旨は前條と同様であります。

第二十九條は、裁判官の調停への準用、本條は、裁判官だけで行ふ農事調停についても、小作官または小作主事の関與に関する前二條の規定を準用する旨の規定であります。

第三十條は移送等への準用、本條は、農事調停につき、裁判所が管轄に関する裁量の措置として事件を移送または自庁処理する場合及び調停に代る決定をする場合にも、第二十八條を準用して、事前の小作官または小作主事の意見聴取を要するものとした規定であつて、立法趣旨も同條と同様である。なお現在的小作調停には、管轄に関する裁判所の裁量の権限は認められ

ていないので、その場合についての本
條のような規定はございせん。

第三十一條は商事調停事件・調停委
員会の定める調停事件・本條は、商事
紛争について、調停委員会を事實上の
仲裁の権限を與える趣旨の規定であり
ます。本来商事紛争は、その性質上、
長期にわたり費用を要する訴訟的解決
よりも、専門業者の合理的計算の上に
立つ迅速な自主的解決に親しむもので
あつて、現行の商事調停法も商事調停
委員会に当事者の合意に基づき仲裁判斷
の権限を與え、欧米における商事仲裁
制度と同様にその活用を期待したので
あります。しかしながらその仲裁判斷
の手續や効力が煩わしい民事訴訟法の
規定によるためか、國民の利用するこ
ころとなつておりません。その規定は
有名無実の観を免れなかつたので、本
條は、従来広く國民に親しまれて来た
調停手續上の簡易な措置として、實質
的仲裁の機能を營ましめ、その利用を
促進しようとするものであります。特
に当事者の書面による合意を必要とし
たのは、その慎重確実を期したもので
あり、合意の成立の時期は、調停申立
ての前後を問わないわけでありす。

第三十二條は鑑書調停事件・管轄
本條は、鑑書調停についての土地管轄
の特則を定めたものであります。その
理由は、農事調停につき第二十六條で
述べたところとはほぼ同様であります
が、鑑書紛争は通常その規模が大きい
ので、合意による簡易裁判所の管轄は
認めていません。なお、現行鑑書法で
は、損害発生地以外の地方裁判所に合
意管轄を認めておりますが、必要の場
合には第四條の裁量的移送によれば足

りるものとして、これを認めなかつた
わけでありす。

第三十三條は農事調停等に関する規
定の準用、本條は、鑑書調停につい
て、農事調停の小作官等の関與に關す
る規定及び商事調停の調停委員会の仲
裁の権限に關する規定を準用すること
としたものであります。鑑書賠償の紛
争の解決に關しては、單なる私的な損
害填補の關係のみでなく、鑑山企業の
維持、育成等に關する經濟政策的見地
との調整を考慮する必要があるもので、
各地方における所管行政庁の長である
通商産業局長に意見陳述の機会を與え
ると共に、企業經營に關連する社会的
規模の紛争として、その性質上やはり
仲裁的解決に親しむものとして、調停
委員会の特別権限を認めたのでありま
す。

第三十四條は不出頭に対する制裁、
本條は、期日の呼出しを受けて出頭し
ない者に対する過料の制裁の規定であ
ります。調停は、調停委員会と当事者と
が期日に合合し、説得の機会を得て初
めてその機能を發揮し得るものであり
ますが、不誠意な当事者は、呼出しに
応じないことによつて、調停制度を全
く無視し得る結果となる。しかるに現行
各種調停法ではわずかに五十圓以下の
過料を科し得るにとどまり、物価の変
動に伴ひ制裁規定としてほとんど有名
無実に至つておりますので、その額を
三千圓以下に引上げた。なお本條で
は、家事審判法にならつて、当事者以
外の事件の關係人に対しても制裁を科
し得るものとするとともに、裁判所の
呼出しに應じない場合についてもこの
制裁を認めることとしたしました。こ
の點の改正は、事実調査等のため当事

者以外の者に出席を必要とする場合が
あり、また裁判所の呼出しについて制
裁を必要とする特別の理由が認められ
ないからであります。

第三十五條は措置違反に対する制
裁、本條は、第十二條の措置に違反し
た場合の制裁規定であります。右の措
置が調停の運用上必要であることにつ
いては、前に述べたとおりであります
が、現行法では、農地調整法第十二條
の規定による措置について違反に対す
る過料の制裁が認められていた以外に
は、一般に何らの強制力を伴はず、
この措置を無視する者に対してはまづ
たゞ実効性を欠いておりました。このこ
とは、いたゞけに不誠意な当事者を利
する結果となり、かような措置を認め
た意義を不徹底に終らせるばかりでな
く、裁判所の威信という点にも好まし
くない影響を及ぼすので、一般の調停
についても同様の制裁を認めることと
し、この措置を間接的に強制し得る手
段を講じたのであります。

第三十六條は過料の裁判、本條は、
前二條の過料の裁判及びその執行につ
いて、非訟事件手続法の過料の一般規
定に対する特例を定めたものでありま
す。すなわち、前二條の過料の制裁
は、裁判所が事件處理の職責を遂行す
るに當つて、みづから自ら手続の円滑
な進行をはかるための手段として認め
られるものであります。その性質上
檢察官の関與を認めることは適當でな
く、その執行についてもこれを裁判官
の権限にゆだねることが、一層その目
的にかなうわけでありす。

停委員が外に對する顧慮なしに安んじ
てその所信を述べることを担保する趣
旨の規定でありまして、現在金錢債務
臨時調停法及び小作調停法にのみ同趣
旨の規定がありますが、評議の秘密を
保持する必要は上記の調停のみは限ら
ないので、これを一般規定化するとい
ふに、物価の変動に應じて罰金の額を引
き上げたわけでありす。

第三十八條は人の秘密を漏らす罰、
本條は、調停手續を密行し、当事者
その他の關係人が安んじて実情を述べ
ることを担保する趣旨の規定でありま
して、従来の各種調停法にはこのよう
な罰則規定はなかつたが、家事審判法
には同一趣旨の規定が設けられてお
り、刑法の弁護士、醫師等の秘密漏泄
罪や国家公務員法の定める公務員の秘
密漏泄罪等の権衡上からも、調停委員
についてかような刑事責任を認めるの
を適當としたものであります。

第一條は施行期日、本條は、この法
律の施行期日を定めたもので、この期日
は、わが国最初の調停制度である借地
借家調停法が施行されてからちようど
三十年に當るからであります。

第二條は借地借家調停法等の廃止、
本條は、本法の制定に伴ひ、従来の各
種調停法を廃止するというものであり
ます。

第三條から第十條までは、本法の制
定に伴ひ、関係法律中調停に關する規
定の削除その他條文の整理を行なつた
ものであります。

第十一條本條は、本法で定めたる事項
のうち、家事調停についても採用する
ことが適當であるものについて、家事
審判法中に本法と同趣旨の規定を追加

する等の改正を行つたものでありま
す。

第十二條本條は、調停申立人の訴權
の行使を容易にし、その保護を厚くす
る趣旨から、本法及び家事審判法に定
める調停不成立の場合の訴えの訴状に
はすでに支出した調停申立手数料額と
の差額に相當する印紙を貼用すれば足
りるものとし、民事訴訟用印紙法の一
部を改正したものであります。

第十三條は従前の調停事件、本條以
下は、本法施行の經過的措置に關する
規定でありまして、本條では、本法施
行前に係属した調停事件については、
すべて本法附則による廃止または改正
前の調停法規に従ふこととし、手續の
簡明を期したわけでありす。

第十四條は調停委員となるべき者の
選任等、本條第一項は、本條施行の際
あらためて本法による調停委員候補者
を選任する煩を避けるため、第二項
は、前條の従前の例によるべき事件に
ついて従前の各種調停法による調停委
員候補者を選任する煩を避けるための
規定であります。第三項は、調停主任
の指定に關する同一趣旨の規定であり
ます。

第十五條は罰則の適用、本條は、従
前の法律による罰則の適用に關する經
過的措置を決めたものであります。本
法施行前の行為についてはすべて従前
の例によるものとしますが、本法施
行後の行為については従前の罰則を適用
する場合については、本法の罰則規定
との権衡をはかる趣旨から、従前の規
定中罰金及び過料の額を本法と同程度
に引上げ、なお過料の裁判及びその執
行については特に本法の規定を適用す
ることとしたものであります。

以上をもつて説明を終ります。

○安部委員 今提案になつております民事調停法によりまして、従来調停申立てがあると、訴訟手続を中止するといふ規定が借地借家調停法にあつたのですが、これを見ますとないといふのでありますが、これはどういふ趣旨で訴訟手続を中止する規定を置かなかつたのか、そしてこれは実際上どういふように運営するつもりであるか、これを聞きたい。

○穀治委員 これはこの規定にはありませんが、最高裁判所の規則で定める予定になつております。大体の考え方は、調停の申立てあるいは裁判所の任意によつて、それを中止するかどうかをきめられるといふことにしたいと考えています。

○梨木委員 最高裁の規則で定めるといふことでありますが、借地借家調停法では、調停申立てがあると、必ず訴訟手続を中止しなければならぬといふ規定があつたと思つております。これは、やはり調停の申立てがあつても本訴が進行して行くようでは、調停の目的を達成できないと思つたので、やはり従来のように、申立てがあれば、中止させるという制度を残しておきたい、調停の目的がうまく達せられないと思つたのであります。だからこれはどういふように最高裁の規定ではきめるつもりなのか。従来の借地借家調停法にあつたような、訴訟手続は当然中止されるという規定を、最高裁の規則

でもよろしいが、そういうものを設ける意図が提案者の方においてあるのかどうか、もう少し明確に聞いておきたいと思ひます。

○穀治委員 私の考えでは、当然すべて中止するといふことはどうかと思つて、これは申立てがあつても、事件の性質によつてはこれを認めないといふ規定も、ここに設けておるわけですが、その性質を調べた上で、やめなければ目的が達せられない、趣旨に反するといふことになれば、当然裁判所へそれを申し出る、そうでない場合であればさしつかえないといふことで、申立てを受けた調停裁判所の裁量にまかせることが適当ではないかと思つております。

○梨木委員 それは調停の裁判所ではなくて、本訴の方の裁判所が問題なんです。調停の方ではないのです。私の聞いているのは、本訴が起つておりました、そして調停の申立てがある、そこで調停申立てをしたといふ証明書を持つて行くと本訴がとまるのか、その点です。だから本訴の継続している裁判所の方の処理の仕方が従来とどういふか、いかにかわるのか、そのところを聞きたい。

と思へば本訴をとめるといふふうにするのが最も適當ではないかと思つた。しかしこれはこゝであなたと私と議論しておつてもしょうがない。

○梨木委員 大体の構想を聞きたいのです。これはやはり最高裁の規則だけにまかすのではなくて、従来もこの制度は紛争解決の方法としてかなり利用されて来たと思つたのでありまして、私たちはこの法案の審議にあたつて、無條件で最高裁の規則に委任してしまふといふことについては、非常に異議を持つておるわけなんです、あなたの方の大体の構想を聞いておきたい。

○穀治委員 あなたの言われることを聞いて、あとで相談することにいたします。但し、さつき言う十三條とのらみ合せがありますから、當然といふわけには行きませんですよ。

○梨木委員 もう一つ、私たちが調停でぶつかる問題で、従来の調停制度のもとにおいてなかつた事柄であります。調停委員によつてかゝる困るわけですが、つまりへんばな調停をするおそれがある場合に、この調停委員を忌避する制度というものは、従来の調停法においてはなかつたわけでありまして、で今提案されてゐる民事調停法を見まして、相當重要な権限が調停委員会に與えられておるようでありまして、何らかの形において、この調停委員がへんばな調停をするおそれがある場合におきまして、これを忌避する制度を設けた方がよくはないかと思つたのです。これはもちろん裁判をするわけじゃないが、忌避の制度はある程度適用する余地があるのじやないかと思つたのであります。この点も相當問題だと思つたので

ありまして、ぜひともこれについての適當な制度を設けておく必要があると思つたのであります。その点どういふぐあいに考へておられますか。われわれが實際をやつてみて、忌避するといふと何かぐあいの悪いようになつてくるのをしておりますが、いつてこれを權利として主張するわけにも行かない。

○穀治委員 ばくが答えるといふも変になるが、私の意見としては、調停委員会にはそんなことはいらぬのじやないかと思つた。裁判ならば裁判官の意思で押しつけるものですが、調停はいやだつたらやめればよいので、あなたのおつしやることには私は従いませんと言へば済むのですから、そこまで言わなければならぬといふことはなく、それは相當考慮を要すると思ひます。

○梨木委員 それはそうなんです、しかしこれは東京あたりの実例でも、そういうのにぶつかると思つておりますが、地方では調停委員といふものに對して當事者は相當權威を認め、またその人たちの言動を非常に気にかけ、また調停委員の意見といふものを相當尊重しておるような傾向があるわけでありまして、それが地方では大体調停委員はさういふ経歴で、どういふ性格の人か、いろいろなことがわかつておるわけなんです。この場合に、權利としてこれを忌避し、あるいは排除するといふようなことを、制度上認めておかないと、非常に意に満たない調停を承諾するようになりかねない。それはなほほどくつからいつて、承諾しなればよいと言われますが、なか／＼地方ではさういふ調子に行かないんで、これはもう一ぺん考へておいてほしいと思ひます。

○安部委員 猪俣浩三君。

○猪俣委員 今の梨木君のことは、一応提案者において考慮していただいて、あとまた懇談でよく相談してみたいと思ひます。

第五條ですが、これはまあ文意上は大體わかるけれども、「裁判所は、調停委員会を調停を行う。但し、相當であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。」これは裁判所にかかるといふ認定は、裁判所がやるという意味ですか。

○穀治委員 そういふわけですね。

○猪俣委員 ついでに申しませんが、相當であるといふことはどういふことかといふと、事實に對してさう調べぬでもわかり切つておることならば、裁判官だけでやるという意味に解釈しております。

○猪俣委員 それからさかのぼります、第四條の二項だが、これは小さいことですが、その終りの方の行に、「土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができ。」これは「他の管轄」といふ文字をやはりつけなければならぬのですか。他の裁判所としてはいけないのですか。そこで他の裁判所としたのと、他の管轄裁判所としたのは、どういふふうに違ふことになるのか。管轄のある裁判所が他に移送することを認めた場合だが、さうするとその場合は、それは管轄裁判所でないのじやないですか。ばくはよく読んでみないのですが、事件の全部または一部を他の裁判所に移送すること

ができるという意味ではないのですか。

○**鑑治委員** そういう意味だけじゃないのだな。

○**猪俣委員** 第四條の二項の終りの方です。

○**鑑治委員** これはすいぶんこまかい議論になるが、土地管轄でなくともいいが、事物管轄でなければならぬというふうな議論が出て来るようです。事物管轄のあるところまでは行つてはいかぬ。土地管轄はなくていいが……。

○**猪俣委員** そうすると、事物管轄というのはどういふことになるか。今度は金額なんかには制限はないのですか。

○**鑑治委員** たゞは地方裁判所から他の裁判所というところ——そんなことはめつたにないけれども、そういう議論をすれば、高等裁判所に持つて行つても、最高裁判所に持つて行つてもいいということになる。

○**猪俣委員** 審級の意味か。

○**鑑治委員** そういふことになる。

○**猪俣委員** 事物管轄ではないよ。審級管轄だ。

○**鑑治委員** それはめつたにないことだ。鑑害事件は地方裁判所となつていますね。農事もそうだ。それを他の裁判所として、簡易裁判に持つて行つては困る。他の地方裁判所です。

○**猪俣委員** そういう意味ですか。わかりました。

それから十三條、「事件が性質上調停をするのに適當でない」と認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立をしたと認めるとき」といふのは、今の説明書に大體例が書いてあります。

てありますが、一体これは調停法の本質にかかわる問題であつて、むやみに、これは適當じゃない、これは不當な目的だといふふうには調停委員会認定されることも、これまた調停委員会の作用といふものを本質的に否定することになるので、一体これは一定の基準がなければならぬと思うが、かような基準はやはり最高裁判所の規則制定権でつくるのか。一体基準は全然置かないで、調停委員会の任意な認定にまかせると趣旨なのであるか。

○**鑑治委員** まあこまかく言うともういふ憂いもあるかしらぬが、裁判所の常識にまかせていいのじやないですか。

○**猪俣委員** 裁判所じやない。調停委員会だ。

○**鑑治委員** 調停委員会では、裁判官が中に入つておる。

○**猪俣委員** すると、調停委員会の常識にまかせるといふ意味なんですね。

○**鑑治委員** そうです。

○**猪俣委員** それから二十七條です。小作官等の意見陳述というのですが、小作官または小作主事が意見を陳述することができると。ところが小作調停法の第十七條を見ますと、「爭議ノ目的タル土地ノ所在地又ハ当事者ノ住所ノ市町村農地委員会又ハ市町村長ハ裁判所ニ對事件ノ經過ニ付陳述ヲ為スコトヲ得」といふふうな規定があるのですが、この精神をくみまして、少くともこの小作調停事件については、小作官といふ役人のみならず、今度は農業委員会ですか、農業委員会に對しても、意見が述べられるような規定を置いたらどういふものかと思ふのでありますが、それはどうですか。

○**鑑治委員** これは御意見ごとつとも思ひます。この二十七條及び二十八條ですが、これは從來の小作調停法の規定を受けてこれを置きましたので、これを表わしたのですが、そういう必要があれば、さきに附した補助員としての顧問のよろしいし、最高裁判所のルールの際にも考慮したいといふ考えです。

○**安部委員** 田万廣文君。

○**田万委員** 非常に趣旨は私もよくわかるのです。ここで大事だと思ひますのは、調停委員会を組織する調停委員、この委員の方の選任については、第七條の第一に、地方裁判所から前もつて選任する者といふことがございいます。この選任する一つの基準といひますものは、どういふふうになつていふものでしょうか。その点一つ伺ひたい。と申しますのは、先ほど梨木君からも御質問がございしましたが、非常に不公平なへんば調停を強行するといふ人がたま／＼あるわけなんです。そういうときに非常に当事者としては迷惑をこうむる。できるような調停を調停委員がみずからさうこわして行つた結果がわれ／＼実際に起つてゐるやうな結果があるのです。調停委員といふものが非常に重大な役割を持つておるだけに、相当考慮を拂われた人物が出なければいかぬ、その点についてひとつお答え願ひたいと思ひます。

○**安部委員** この際ちよつとお話りいたしますが、本案の審議のため、最高裁判所の民事局第三課長の橋本君を参考人といひ、その意見を聴取したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○**安部委員** 御異議なければさう決します。橋本君。

○**橋本参考人** 從來の実例を御説明申し上げますと、大體裁判所で適當な方といふのを、主として地方の公共団体あるいは自治団体その他公益的な団体の方に推薦をお願いいたしました。それから推薦を受けた方を裁判所が審査いたしました。その中で適當な方を選ばうにいたしました。なおこの点について、私どもの方でも裁判所の規則等を設けまして、選任等の規定は明らかにいたすようにしたいと存じております。

○**田万委員** 不適当と思はれる調停委員に對する解任のこと——私もこれを今初めて拜見するのでわからないのですが、解任問題はさういふふうになつてゐるのですか。鑑治さんにひとつ御答弁願ひたい。

○**鑑治委員** 別にそれは規定がない。もしさういふことがあれば、その次のかわるときにそれを認定しなければいけません。

○**田万委員** 不適当な人間を期限の来るまで一年なら一年まで待つというところは適當でない、悪い者はやはりつきりと解任した方がいいと思ふ。この点に對する立案者の御意見はどうなつておりますか。悪いものは期限まで置いておく必要はない。悪ければいつでも首にした方がいい。この点について考慮を拂われない。

○**鑑治委員** めつたにないが、もしさうだとすれば、任期中といへども、その者を具體的の事件に當てはめぬようにしてあげばいいのじやないかと思つております。

○**田万委員** 具體的の事件に當てはめぬといふのはさういふことですか。

○**鑑治委員** 順番に事件をまわして行くのであるから、その人をのけてまわして行けばいい。

○**田万委員** 非常に便宜的なお話ですが、けれども、その順番に當てられた調停申立人は非常に迷惑をする。だから考慮を拂ううちの項目として、解任の問題も、せつかくさういふつばな民事調停法案ができるのですからして、万全を期する意味で考慮を拂われる用意があつてほしいと思ひますがどうですか。

○**鑑治委員** ルールをつくるときに相當考へてもうことにします。

○**梨木委員** 今の問題に關連して聞きたいのは、あらかじめ選任されてゐる調停委員が、具體的な事件を担当する順位、これは實際さういふふうな運管して行くか聞きたいのです。たとへば一地方裁判所の管轄内に三人なら三人の調停委員がおるといふと、これをどういふふうな割振りで行くか、これは裁判について配置して行くのか。これは裁判につきましては非常に嚴重な規定が事務配分の上であると思ふのですが、私はなぜさういふことを聞くかと申しますと、どうも地方では一人か、二人——教人の調停委員が、ほとんど調停屋のやうになつてやつておるといふ実例があります。これはさういふふうな運管しておるのか聞きたい。實際これはやつておるが、非常に奇異の感じを受ける。まるで調停屋さんのやうなものがある。さうしてそれを職業のやうにしておられます。

○**橋本参考人** 裁判所におきまして選任いたしました調停委員を具體的な事件

に選ぶ実情を申し上げますと、大体選任されました名簿の中から調停主任となりました判事が具体的事件とにらみ合せまして、その中で適当な方を隨意に選ぶ、調停主任の権限になつておるといふように考えまして、別段事件によつて配置するという措置を講じておるところはほとんどないと思ひます。

○梨本委員 いろいろ最高裁判所の方ではさういふふうになつておるのかも知れませんが、実際は特定のほとんど限られた調停委員が調停をやるというやうなことになつて来ておる。これはもつとも調停に選任された人が忙しくて来られなくて、ひまな人が始終事件をあてがわれるといふことになつておるのかも知れませんが、これでは實際調停を職業にするやうな調停委員が出て来るのであります。ぼつ／＼この弊害が出て来ると思ふのであります。

これら点につきまして、調停委員の選任それ自身も相当問題になる。たとへば最高裁判所への報告は五十名とあつても、その中で實際調停委員として動けるのは少いといふことになると、調停屋のやうなものになつて来る。一地方裁判所の管轄内において、この調停委員の割振り、各個の調停委員が調停を扱つておる件数、こゝういふものがどういふぐあひになつておるか、特定の人が非常にたくさん扱つておられやしないか、さういふ点について非常に疑問を持つておるのであります。資料がありましてから教えていただきたい。今なかつたら次でもよろしい。

○藤本委員 裁判所の方がおいでになつておることはわかつたのであります。が、裁判所のこの調停法に關するルールをおつくりになるときに、当委員会

の要望意見がある程度聞いておつくり願ひたいという要望をいたします。これは法律上の要望ではなく、實際上の要望として、こゝでいろいろ議論をしておつてつくりまして、あなた方がルールをつくる際に、妙なルールをつくるために、まるで法律がゆがめられることが過去の経験においてもある。そこで当委員会との連絡を密にしてルールをつくつていただきたいという要望を申し上げておきます。お歸りになりましたら、その点お伝えになつて善処していただきたい。

○鍛冶委員 今の猪俣君のお申出ももつとお伝へすることになります。○梨本委員 それでは第四條であります。管轄を移送した場合、この管轄の移送に對して、当事者が不服を申し立てる権限をどういふふうに認めておる趣旨なのか、つまり不当に移送された場合に、当事者は自分の權利を主張したらいのか、それからその異議の申立てをする時期はいつまでにやつたらいのか、この点についてどのやうに考へておるか。

○鍛冶委員 やはり移送という決定は一つの裁判と見ますから、二十一條によつて即時抗告の對象となり得るものと考へております。しかしこれもここに書いてある通り、最高裁判所の定めるところによるわけでありまして、これは最高裁判所のルールで定めるべきものと考へます。

○梨本委員 いやそれはまあさういふぐあひにしてもらつて、その次に七條で、調停委員を当事者が合意で定めるというの、これはどういふやうにすればいいわけですか。手続はどういふぐあひになりますか。

○鍛冶委員 これはわれ／＼もさういふ議論してみたいんですが、当事者がこの人をやつてくれればいい、こゝういふ申出を裁判所へするわけですか。そうすると、これを裁判所が認めるわけですが、これをもし濫用されると、弊害が起らぬかと思ふので、これも今までのわれ／＼の事例から見まして、事件の特殊性によつてきまることが主でなければならぬと思つております。この事件ならばこゝういふ人で、普通一般の人じやいかぬのだ、特別の知識があるのだとか、これはこゝういふ特別の關係があるのだから、こゝういふ人だとか、さういふ特殊性をもとにしなければ、さう何でもかんでもやれるものではないと考へております。

○梨本委員 ところが当事者の合意さえあれば、裁判所が無條件でその調停委員を受入れるといふやうなことになる。これはやはり相当弊害がありはしないか。何がやはりこゝで当事者の合意があつた場合、さらに裁判所がある程度の拒否権を認めて行くといふやうなことにしておかないと、債務名義をつくり出すことに利用される危険がないかといふやうなことを心配してゐるわけなんです。どうですか。

○鍛冶委員 今そのことを言つておるのです。それだから二、項を読んでも左に掲げる者の中から」とある。だからなるべくその申出を尊重いたします。が、必ずそれに従わなければならぬといふことではないわけですか。

○梨本委員 第十二條であります。こゝういふ十二條のような命令を出しますね、この命令はいつまで有効かといふことは、どういふやうに考へておりますか。

○鍛冶委員 これは調停前の措置としてだから、調停ができしまへば、その命令は効力を失つてしまふ。○梨本委員 それは大体さうだろうと思ふのですが、いつまで命令は有効だといふことを何か規定しておく必要はないと思ふ。○鍛冶委員 おそらく命令を出すときには、調停の終了までこゝういふことをしていかなければ、こゝういふことをしに違ひないと思ひます。當然のことと思ひます。

○梨本委員 十九條であります。この調停が終了したその後において別に訴えを提起した場合におきましては、前の調停の効力がある程度援用できるやうな規定になつておりますが、こゝでお願いしたいのは、この調停を申し立てた對象と、それから訴えを提起した對象との同一性といふことがかなり問題になると思ふのであります。これはどういふやうに考へておりますか。

○鍛冶委員 これは別にこゝに規定はありませんが、一般訴訟法から考へるよりほかないでしよう。特別の請求であるとするは、請求が違つたといふことになると、同一の請求であれば、それは申立てを撤張して認めてもいいじやないですか。これはこれよりもむしろ民事訴訟法の規定で判断してもらふよりほかないと思ひます。

○梨本委員 しかしたとえば最初は何料値上げの調停を求めて、それが不調に終つて、その後において明渡しの訴訟を起すといふやうなことはどうなるのですか。さういふやうなことにいつてある程度の基準を設けておく必要はないですか。

○鍛冶委員 それは訴訟法にまかせるよりほかないと思ひます。訴えの併合であるかどうか、われ／＼が訴訟法で習つたときにはさういふ議論があつたが、民事訴訟法にまかせるよりほかないと思ひます。

○田万委員 損害調停事件というものが、今度新たにできたやうですが、たとえば製薬会社とか、その他製紙会社にしてしまつても、いろ／＼汚水を流すとか、あるいはその附近の住民に對して迷惑を及ぼすことが多い。これは鎮山といふ意味がなくて、事業自体から発生するところのさういふものの調停はどの分に該当してやつて行くのですか。商事調停といふものもおかしい。こゝから損害調停といふ名前をおつけになつた趣旨から言つて、どうなるのですか。第二條の民事に關しての紛争といふところを一括してよろしいですか。

○鍛冶委員 損害調停といふのは、商業法に定める損害ださうです。そのほかには損害として及びませんが、かりにたんぼがいたんだとすれば、それは農事調停でも行けましようし、また一般の民事調停における損害賠償の請求としても行けるものと思ひます。

○安部委員 では速記をやめまして、懇談会に入ります。

〔午後四時十九分懇談会に入る〕
〔午後四時二十八分懇談会を終る〕

○安部委員長 懇談会は終りました。

本案の審議を進めます。北川定務君。

○北川委員 各派の共同提案といいたしまして、ただいま議題と相なつております民事調停法案に対する修正意見を提出したいと思ひます。

修正案は次の通りでございます。

民事調停法案の一部を次のように修正する。

第十條第二項中「二十円」を「十円」に改める。

第十二條中「現状の変更、物の処分等を禁止し、その他必要な事項を命ずることが出来る。」を「現状の変更又は物の処分の禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることが出来る。」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の措置は、執行力を有しない。

この修正の理由といたしましては、この調停の制度はなるべく簡易に紛争を解決するというのが目的でありまして、二十円とされておるのをその半額十円に減ずることがこの制度を利用するために最も適當であると考えられるからであります。

また第十二條中の修正は、調停の目的を達するために、この調停の実現を不能にする行為を排除するのには、法案をただいま申し述べました通りに変更することが最も適當であると思われるからであります。

また第二項につきましては、普通の裁判と違ひまして、執行力を有しないということを経文上明確にせんとするものであります。

以上説明を終わります。

○安部委員長 ただいまの北川定務君の本案に対する修正意見につきましてお諮りいたします。ただいまの修正意見をただいま関係方面へ提出いたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○安部委員長 御異議なければ、さようとりはからいをいたします。

それでは本日はこの程度でとどめまして、明日午後一時より開会することにしたし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会